

記簿定檢

全國商業高校協會主催
簿記檢定試驗

55
年
版

編纂會記簿定檢

都立第一商高	竹	内	勇	執筆
専修大学	吉	田	富義	
都立芝商高	大	橋	信定	
都立第一商高	斎	藤	武捷	

1

工簿

全国商業高等学校協会主催

文 部 省 後 援

55 年 版

例 解 検 定 簿 記

1 級 (工業簿記)



検 定 簿 記 研 究 会 編

都 立 一 商	竹	内	勇
専 修 大 学	吉	田	富 義
都 立 芝 商	大	橋	信 定
都 立 一 商	斎	藤	武 捷

執筆

国 元 書 房



55 年 版
例解 検定簿記

1 級
(工業簿記)

<検印省略>

定 価 680 円

昭和28年9月10日	初 版 発 行	昭和31年4月20日	31年(新)版発行
昭和34年4月5日	34年(新)版発行	昭和39年4月1日	39年(新)版発行
昭和52年4月1日	52年(新)版発行	昭和55年3月25日	55 年 版 発 行

編 者 検 定 簿 記 研 究 会
発 行 者 国 元 孝 治
印 刷 所 株式会社 技 報 堂

発行所 株式会社 国 元 書 房

郵便番号 [101]

東京都千代田区外神田 6-14-11

電話 (03) 836-0026 (代) 振替口座 東京 3-9248

7034—800901—1703

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

ま え が き

昭和 27 年度に全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験が実施されてから、すでに 20 数年になるが、その間、受験者数は年々増加の傾向をたどり、簿記検定に対する社会的評価も著しく高まってきたことは、まことによりこびに堪えないことである。このことは、社会が、簿記・会計の知識や技能を有する人材を強く求めていることを示すものであって、この傾向は、今後ますます高まるものと思われる。

私どもは、このような動向を予測し、簿記実務検定試験発足と同時に、都下の商業高等学校の簿記・会計担当の有志をもって、検定簿記研究会を組織し、その研究の成果を、今は亡き太田哲三先生（一橋大学名誉教授・商学博士）の監修を仰ぎ、昭和 28 年 9 月に『例解検定簿記』の書名をもって世に問うたのであった。以来、毎年、改訂はもちろん、数回にわたる全面改訂を行うなど最善の努力を積み重ねて今日に至った次第である。

顧りみれば、本書を世に問うてから 20 数年、幸いにも刊行当初から高い評価をいただいただけでなく、今日に至るまでその評価は少しも揺るがず、かつ類書の追隨を許さないまでの地歩を築き上げてきたことを思うとき、感慨無量なものがある。同時に、今後とも、よりいっそう改善のための研究を怠らず、必要があれば、つねに抜本的な改訂を行うことはもちろん、さらに、著者陣を強化するなど、簿記学習者にとって最良の書たらしめる努力を傾注したいと考える次第である。

さて、本書は、全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験受験のための学習書として編集したものであるが、その後、簿記検定試験のための類書が、つぎつぎと数多く刊行され、学習者はその選択に迷うほどである。しかし、本書が刊行以来永年にわたって好評を受けてきたのは、執筆者と出版社とが一体となってきびしい討議を重ね、たとえ一つの例題、一つの言葉といえども疎かにせず、活字・図解などにも細心の注意を傾け、さらに加えて、

毎年、点検と改訂を怠りなく行うという一貫した編集方針を堅持してきたことによるものと、いささか自負している次第である。

本書の内容については、特につぎの点に留意し、かつくふうをこらして編集してある。

- (1) 学習の内容および配列は、高等学校の簿記会計の教科書に準拠し、学校における学習段階に応じて学習できるように配慮した。
- (2) 各章ごとに、この章でどのようなことを学習するかという「本章のねらい」をかかげ、さらに、ここで学習する内容のうち検定試験には、どのような問題が出題されているかという「出題の傾向と形式」を列挙した。
- (3) 各單元ごとに、この單元で理解・記憶しておくべき基本的な事項を「学習の要点」としてまとめて示した。
- (4) 各単元の学習項目ごとに、「標準例題」をかかげ、その解説を懇切丁寧に行い、解答を示した。また、必要に応じ、誤りやすい点については、注意を喚起するよう配慮した。
- (5) 「標準例題」のつぎに、それに関連する「類題」を配し、さらに、最近出題された検定試験問題をできるだけ多くまとめて収め、反復練習により、理解の徹底を期した。
- (6) 仕訳問題を除き、できるだけ解答のための余白をとり、学習の便をはかった。
- (7) 巻末に、「類題」の完全解答を示し、また、最近数年間の簿記実務検定試験問題および解答を収録した。

「簿記の学習は、頭だけではなく、手で行うものである」といわれているように、簿記は、教科書や参考書を読み、また記帳された結果を見るといったことだけでは、なかなか身につくものではない。手にペンを執り、みずから問題を解き、記帳を行うことによって、はじめて、理解できるものであり、「ほんものの力」が身につくのである。

どうかくれぐれもこの点を銘記したうえで、本書を利用していただきたい

ものである。そして、本書の意図したところを十分生かし、所期の目的達成のために一助となれば幸いである。

なお、近年、わが国の内外における経済情勢はまことにきびしいものがある。これに対応した勉学の必要性が若い人たちのあいだに強く自覚されている。いわゆる専修学校などへの関心の高まりはその現れであると思う。なかでも、簿記・会計などの実業教育への関心は、これまでもそうであったが、今後さらに高まっていくものと思われる。簿記・会計的な思考は、現下のそして将来の“減速経済”のもとでは、いっそうその必要を増すはずであるからである。

本書は、検定合格を本来の目的として編まれているのであるが、類書から抜きん出た声価をかちえてきたいまひとつの要因としては、本書が自習書としても大いに便利かつ信頼できるという長所をもっていたことがあげられると思う。学生・生徒諸君はもとより、一般の独習者の方々も一度は本書を手にとられ、簿記学習の基礎能力を培われることを希望する次第である。

昭和 53 年 3 月

検定簿記研究会

簿記実務検定試験

主 催 全国商業高等学校協会
後 援 文 部 省

簿記実務検定試験規則（昭和52・4改正）抜すい

- 第 1 条 財団法人全国商業高等学校協会は高等学校の生徒ならびに卒業生その他に対して簿記実務の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行なう。
- 第 3 条 検定試験は毎年 1 回実施する。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定は 1 級、2 級および 3 級の 3 種とする。
- 第 6 条 試験の各級はつぎのように定める。
- | | |
|------------------|---------|
| 第 1 級 | 第 3 級 |
| 会計（商業簿記を含む）・工業簿記 | 商 業 簿 記 |
| 第 2 級 | |
| 商 業 簿 記 | |
- 第 7 条 検定に合格するためには各級とも 80 パーセント以上の成績を得なければならない。ただし第 1 級にあっては、各科目とも 80 パーセント以上であることを要する。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
第 1 級にあっては、会計・工業簿記のうち 1 科目が 80 パーセント以上の成績を得たときは、その科目の合格証書を交付する。
前項の科目合格証書を有する者が、次回検定において第 1 級に不足の科目について 80 パーセント以上の成績を得たときは、第 1 級と認め合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書はつぎの様式による。（略）
- 第 10 条 検定志願者は所定の受験願書に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。

施 行 細 則（昭和 52・4 改正）

- 第 1 条 検定志願者は年令、性別、学歴について何の制限も設けない。
- 第 2 条 試験規則第 3 条による試験日は、毎年 1 月の第 4 日曜日とする。
- 第 3 条 検定の第 1 級の各科目および第 2・3 級の配点は各 100 点満点とし、制限時間は各 1 時間 30 分とする。
第 1 級にあっては会計・工業簿記のうち、いずれか一方の科目を受験することができる。
- 第 4 条 試験問題の範囲および答案の記入については別に定めるところによる。
- 第 5 条 受験料はつぎのように定める。第 1 級 1 科目につき 350 円 第 2 級 350 円 第 3 級 350 円
- 第 6 条 試験規則第 10 条による受験願書の用紙は本協会で作付する。
受験申込受付期間は毎年 11 月 11 日から同月 25 日までとし、日曜日・祭日は除く。
受験願書を受理したときは受験票を交付する。受験票は試験場に持参しなければならない。
検定志願者が願書受付の学校生徒であるときは、受験願書を省略することができる。
- 第 7 条 試験場では係員の指図に従わなければならない。
- 第 8 条 合格発表は試験施行の 1 か月以内に行なう。その日時は試験の当日までに発表する。

出題の範囲について（昭和 50・4 改正）

この検定試験は文部省高等学校学習指導要領に定める内容によって行う。

I 各級の出題範囲（工業簿記・銀行簿記は別に定める。）

1. 勘定科目のおもなものを級別に別表で示す。

ただし、同一の内容を表わせば教科書などに用いられている別の名称の科目を用いてもさしつかえない。

2. 2級の範囲は3級の範囲を含み、1級の範囲は2、3級の範囲を含む。ただし、1級は会計として出題する。

3. 3級は簿記原理、個人企業における取引の記帳および簡易な決算を行えるまでとする。

2級は株式会社の基本的な取引の記帳、仕訳帳の分割・伝票の集計などによる進んだ記帳法および損益の見越・繰延を含む決算までとする。

1級は株式会社における進んだ段階の取引の会計処理および財務諸表の作成とその見方について、企業会計原則・商法の計算規定・計算書類規則の概要を理解できる程度とする。

4. 帳簿その他について、次のように定める。

- a. 帳 簿 ① 仕訳帳・総勘定元帳および補助簿は原則として3級とする。ただし、商品有高帳は先入先出法のみを3級とし、他は1級とする。
② 仕訳帳の分割は2級とする。特殊仕訳帳は現金出納帳・当座預金出納帳・仕入帳・売上帳とする。
- b. 伝 票 ① 貸借仕訳伝票、入金伝票・出金伝票・振替伝票の起票は3級とする。
② 仕入伝票・売上伝票の起票は2級とする。
③ ①②の伝票の集計および総勘定元帳・補助簿への転記は2級とする。
- c. 手 形 ① 手形の受入・振出・引受・支払・裏書・割引は3級とする。
② 荷為替（普通売買のみ）、自己受為替手形、自己あて為替手形、手形の不渡り、手形の書替えは2級とする。
③ 手形の裏書・割引による偶発債務は1級とする。
④ 利息・割引料の計算は2級とする。
- d. 減価償却 定額法による償却は3級とし、定率法・比例法などは1級とする。
- e. 商品売買 ① 商品勘定の分割は3分法のみとし、売買損益の算出法は総額法による。
② 分記法は3級とし、混合勘定としての商品勘定は除く。
③ 未着商品の売買および委託販売（委託者側の処理）は2級とし、他の特殊な売買取引は1級とする。
- f. 積立金 積立金の設定は2級とし、積極性積立金の取りくずしは1級とする。
- g. 繰延資産 創立費・開業費・新株発行費・社債発行費・社債発行差金の会計処理は2級とし、他は1級とする。
- h. 本支店会計 本支店会計は2級とする。ただし、内部利益の控除は1級とする。
- i. 税 金 所得税の支払は3級とし、法人税・住民税・固定資産税・事業税は2級とする。
- j. 決 算 決算における帳簿の縮切法は英米式とする。
- k. 財務諸表 ① 勘定式の2区分の損益計算書は2級とする。
② 勘定式の区分表示した貸借対照表および報告式の損益計算書・貸借対照表は1級とする。
③ 損益計算書・貸借対照表以外の財務諸表は1級とする。
④ 財務諸表の見方については、経営分析の平易なものを1級とする。

別表A

3 級

一ア 行一

受取手形勘定
受取手数料
受取手付金
受取利息
受取地代
受取家賃
売掛金
売掛金
営業費

一カ 行一

買掛金
貸付金
貸倒債却
貸倒引当金
貸倒引当戻入
借入金
仮受金
仮払金
給料
繰越商品

減価償却費勘定

現金過不足
広告料
小口現金
交通費

一サ 行一

雑益
雑損
雑費
雑仕入
支払地代
支払手形料
支払手付金
支払家賃
支払利息
資本金
修繕費
商品
商品売買(損)益
商品券
消耗品費
諸預金

車両運搬具勘定

車両運搬具
減価償却引当金
従業員預り金
従業員立替金
水道光熱費
損益

一タ 行一

建物減価償却金
建物引当金
通信費
通知預金
定期預金
手形貸付金
手形借入金
当座借越金
当座預金
土地

一ハ 行一

発送費
引出金

備品勘定

備品減価償却金
普通預金
保管料
保険料

一マ 行一

前受金
前払金
未収金
未払金

一ヤ 行一

有価証券
有価証券
売却(損)益
有価証券評価損

一ラ 行一

旅費

一ワ 行一

割引料

2 級

一カ 行一

開業費勘定
開業費償却
株式発行差金
仮払法人税
繰越損失
繰越利益
繰越資産
繰越(損)益
固定資産税

一サ 行一

事業拡張積立金
事業税
支店

社債債勘定

社債発行差金
社債発行差金償却
社債発行費
社債発行費償却
社債利息
社債償還益
償却債権取立益
消耗品
所得税預り金
新株発行費
新株発行費償却
新築積立金
積送品
積送品売買(損)益
創立費
創立費償却
租税公課

一タ 行一

退職給与積立金勘定

一ナ 行一

納税引当金

一ハ 行一

配当金
配当平均積立金
払込剰余金
不渡手形
別途積立金
法人税
本

一マ 行一

未処分利益

未処理損失勘定

未達現金
未達商品
未着商品
未着商品
未売買(損)益
未払税金

一ヤ 行一

員賞与金

一ラ 行一

利益準備金

ほかに
前払費用に関する勘定
前受収益
未払費用
未収収益

1 級

一ア 行一

預り有価証券勘定
受取配当金
裏書手形
売上割引
営業権
営業権償却

一カ 行一

開発費
開発費償却
価格変動準備金
価格変動準備金繰入
価格変動準備金戻入
貸付有価証券
借入有価証券
割賦(販)売上
割賦(販)売上掛金
合併差益

機械装置勘定
欠損てん補積立金
建設仮
建設利息
建設利息償却
建設助成金
減債用××預金
減債積立金
減債積立金
減取崩(益)
減資差益
鉱業権
鉱業権償却
構築物
工事負担金
子会社株式

一サ 行一

災害損失
(先物)買受契約
(先物)買受契約
未払金
(先物)売渡契約
(先物)売渡契約
未収金

差入有価証券勘定
仕入割引
試験研究費
試験研究費償却
支店へ売上
修繕引当金
出資金(資産)
試用(販)売上
試用用品
商品評価損
新築積立金
新取崩(益)
除却損

一タ 行一

退職給与金
退職給与引当金
退職給与××預金
引当××預金
棚卸減耗費
追徴法人税
(手形)裏書義務
(手形)裏書義務返

投資有価証券勘定
特許権
特許権償却
特別修繕引当金
取替費

一ハ 行一

保管有価証券
保険差益
保証債務
保証債務見返
本店から仕入

一マ 行一

未決算
未払社債

一ヤ 行一

有価証券利息

一ワ 行一

割引手形
割引手形見返

(注) 貸付金・借入金は、1級においては、できるだけ短期・長期などの区別を明らかにする。

II 工業簿記の出題範囲

1. 工業簿記は製造業の会計処理法と原価計算を範囲とし、原価計算については原価計算基準の概要が理解できる程度とする。

2. 勘定科目のおもなものをあげると別表Bのようである。

同一内容を表わせば別名を用いてもさしつかえない。別表Bのほかに別表Aの2、3級の勘定科目を含む。

別表B

一ア 行一

売上原価勘定

一カ 行一

買入部品
外注加工賃
加工費に関する勘定
××工程加工費
ガス代
機械(装置)
機械(装置)減価償却引当金
組間接費
月次損益
健康保険料
工具器具備品
工具器具備品減価償却引当金

工場場勘定
工場消耗品
厚生費

一サ 行一

材料消費価格差異
作業屑
雑給
仕損費
仕損品
従業員賞与手当
修繕材料
消費材料
消費賃金
消耗工具器具備品
水道料
製造に関する勘定
製
××工程製造

×組製造勘定
製造間接費
製造間接費
配賦差異

製造部門費に関する勘定

××製造部門費
製造部門費
配賦差異
製品に関する勘定
製
×組製品
×級製品
素

一タ 行一

退職給与金
棚卸減耗費
賃金
賃借料

賃率差異勘定
電力料
特許権使用料

一ナ 行一

(年次)損益
燃料

一ハ 行一

半製品に関する勘定
半製品
××工程半製品
販売費および一般管理費
副産物
部門共通費
補助部門費に関する勘定
××部門費
本社

(注) 販売費および一般管理費勘定は集合勘定としてのみ用いる。

簿記実務検定試験の出題傾向 (自第 1 回 (昭和 26 年度) 至第 29 回 (昭和 54 年度))

1 級 (工業簿記)

検定試験に出題された問題を分析し、内容を分類して示すつぎのようである (カッコ内のゴシック数字は出題度数を示す)。

1. 仕訳に関する問題 取引より仕訳する問題のほか、資料により金額を算出して仕訳する問題が多い。
 - (1) 部門費の配賦……………(18)
 - (2) 製品完成・販売・返品……………(18)
 - (3) 材料の仕入および消費……………(18)
 - (4) 賃金の支払および消費……………(19)
 - (5) 本社・工場間の取引……………(15)
 - (6) 工程別総合原価計算……………(7)
 - (7) 組別総合原価計算……………(3)
 - (8) 棚卸減耗費……………(5)
 - (9) 特許権使用料の消費……………(3)
 - (10) 副産物・作業屑の処理……………(8)
 - (11) 質率差異の処理……………(4)
 - (12) 製造部門費配賦差異の処理……………(8)
 - (13) 外注加工賃……………(3)
 - (14) 仕 損 品……………(4)
 - (15) 製造間接費配賦差異の処理……………(4)
 - (16) 材料消費価格差異の処理……………(4)
 - (17) 製造間接費の配賦……………(2)
 - (18) 等級別総合原価計算……………(2)
2. 資料より材料費・労務費・経費などの消費高を算出し、原価計算表の記入または製品原価を求める問題……………(18)
3. 資料より関係勘定へ記入する問題……………(10)
4. 等級別 (連産品) 計算の問題……………(5)
5. 単純総合原価計算の問題……………(10)
6. 工程別総合原価計算の問題……………(8)
7. 機械費計算表作成の問題……………(3)
8. 材料元帳に記入する問題……………(2)
9. 組別総合原価計算の問題……………(8)
10. 製造原価報告書作成の問題……………(5)
11. 原価となるものならないものとを区別する問題……………(1)
12. 文章の空欄に適当な語を記入する問題……………(1)
13. 部門費振替表作成の問題……………(7)
14. 個別原価計算の問題……………(11)

目 次

第 I 工業簿記と原価計算	1
1. 工業簿記の特色	1
2. 原価と原価計算	3
第 II 工業簿記の勘定体系	8
第 III 原価の費目別計算	19
1. 材料費の計算と記帳	19
2. 労務費の計算と記帳	34
3. 経費の計算と記帳	43
第 IV 個別原価計算	49
1. 製造間接費の配賦	50
2. 原価計算表（原価元帳）	59
3. 部 門 別 計 算	67
4. 仕損品および作業屑の処理	86
第 V 総合原価計算	90
1. 単純総合原価計算	91
2. 等級別総合原価計算および連産品計算	101
3. 組別総合原価計算	105
4. 工程別総合原価計算	113
5. 加工費工程別総合原価計算	125
6. 副産物・作業屑・仕損品の処理	129
第 VI 製品の販売	131
第 VII 販売費および一般管理費	133
第 VIII 工業簿記の決算	136
1. 月次決算と年次決算	136

2. 製造原価報告書と損益計算書	138
第 IX 工場会計の独立	146
1. 本社と工場の取引の記帳	146
第 X 標準原価計算	150
解 答	157
付 録 簿記実務検定第1級（工業簿記）試験問題および解答...	182

第 I 工業簿記と原価計算

本章のねらい

製造業で用いられる簿記を工業簿記といい、また、製品を製造するために要した費用を計算する手続きを原価計算という。

本章では、つぎの事項について学習する。

- (1) 工業簿記の特色
- (2) 原価と原価計算

出題の傾向と形式

本章の内容についての問題は出題されていないが、これからの学習のための基礎的な知識として知っておかなくてはならない。

1. 工業簿記の特色

学習の要点

1. 製造業の経営活動

製造業では、購買や販売のような外部活動のほかに、製造という内部活動を行うことが、商品売買業と異なる大きな特色である。

2. 工業簿記の特色

工業簿記は、外部活動の記録だけでなく、内部活動の記録もあわせて行うので、商業簿記にくらべて多くの相違点がある。

標準例題 1 つぎの文の（ ）のなかに適当な言葉を記入しなさい。

- (1) 商品売買業のおもな経営活動は、商品を仕入れてこれを販売する（ア）活動であるが、製造業の経営活動の特色は、購買や販売のような（イ）活動のほかに、製造という（ウ）活動があることである。
- (2) 商業簿記では、給料・減価償却費などは（ア）として処理されるが、工業簿記では、これらが製品の製造に要したものであれば、製品の（イ）を

構成するものとして処理される。

- (3) 工業簿記では、(ア) 活動によって生じる取引を記録・計算するための
(イ) 勘定が多数設けられ、(ウ) 記入がひんばんに行われる。

【解き方】

1. 製造業の経営活動は、つぎのように分けられる。

{ 外部活動	購買活動……建物・機械などの購入、材料の仕入れ、賃金・給料・諸経費などの支払いに関する活動
	販売活動……製品の販売に関する活動
{ 内部活動	……製品の製造に関する活動

商品売買業では、商品の仕入れと売上げが主たる営業活動であるが、製造業では、材料などの仕入れ・製品の販売などの外部活動のほかに、製品の製造に関する内部活動がある。

2. 工業簿記は、外部活動とともに内部活動をも記録するので、記帳の面で、商業簿記にくらべ、つぎのような特色がある。
- (1) 内部活動によって生じる取引を記録・計算するための勘定が多数設けられる。
(2) 内部活動の進行に伴って、勘定間の振替記入がひんばんに行われる。
(3) 商業簿記では、「費用」として処理されるものでも、製品の製造に要した部分については、製品の「原価」を構成するものとして処理される。
(4) 商業簿記では、決算時にのみ「損益」勘定という集合勘定が設けられるが、工業簿記では原価を集計するために、決算時以外にも多くの集合勘定が設けられる。
(5) 内部活動を記録・計算するために、多くの補助簿や計算表が用いられる。
(6) ふつう1か月を原価計算期間とするので、1か月ごとに帳簿を締め切る。

【応用】

- (1) アー外部 イー外部 ウー内部
(2) アー費用 イー原価
(3) アー内部 イー集合 ウー振替

【類題】 1 つぎの文の () のなかに適当な言葉を記入しなさい。

- (1) 製造業の経営活動には、(ア) の仕入れ、賃金・諸経費の支払いなどの
(イ) 活動、製品を製造する(ウ) 活動、製品を販売する(エ) 活動の3つがある。
(2) 商業簿記では、決算時に(ア) 勘定という(イ) 勘定が設けられるだけであるが、工業簿記では、決算時以外にも(ウ) 勘定が多く設けられる。

【類題】 2 つぎの活動のうち、外部活動には○印を、内部活動には×印を () のなかに記入しなさい。

- (1) () 材料を仕入れた。
(2) () 工具に賃金を支払った。
(3) () 製品を製造するために材料を消費した。
(4) () 製品が完成し、倉庫に入庫した。
(5) () 製品を売り渡した。

2. 原価と原価計算

学習の要点

1. 原価の意味

原価とは、ふつうは製品の製造のために要した費用、すなわち製造原価をいう。しかし、ときには、この製造原価に、製品の販売のために要した販売費と、企業全般の管理のために要した一般管理費とを加えた総原価をさすこともある。

2. 原価要素

製品の原価を構成する要素を原価要素といい、つぎのように分類される。

(1) 発生形態による分類

①材料費 ②労務費 ③経費

(2) 原価を集計する手続きによる分類

①直接費 ②間接費

3. 原価計算の目的

- (1) 原価管理のための資料を提供する。
- (2) 財務諸表作成のための資料を提供する。
- (3) 製品の販売価格決定のための資料を提供する。
- (4) 新製品の製造または設備の更新を行うかどうかなど、経営の基本方針を決定するための資料を提供する。

4. 原価計算の種類

(1) 製造形態の相違による分類

①個別原価計算 ②総合原価計算

(2) 原価計算を行う目的による分類

①実際原価計算 ②見積原価計算 ③標準原価計算

標準例題 1 つぎの文の()のなかに適当な言葉を記入しなさい。

- (1) 原価を構成する要素は(ア)・(イ)および(ウ)である。
- (2) 原価を集計する手続きのうえから、原価要素は(ア)と(イ)に分けられる。

解き方

原価要素は種々の観点から分類されるが、発生形態から、材料費・労務費・経費に分けられる。

1. 材料費は材料の消費高をいう。
2. 労務費は従業員の提供した労働の対価で、消費高は、ふつう作業時間または出来高を基準として計算される。
3. 経費は地代・家賃・保険料・電力料・ガス代・水道料・減価償却費などで、消費高は、支払高また

は発生高などを基準として計算する。

また、原価要素は、特定製品について、直接に原価を集計することができるかどうかによって、直接費と間接費に分けられる。

1. 直接費は個別費ともいい、特定製品ごとに直接集計（これを**賦課**という）できる原価要素で、さらに直接材料費・直接労務費・直接経費に分けられる。
2. 間接費は共通費ともいい、数種あるいは全体の製品について共通的に発生した原価要素で、一定の基準によって各製品に割り当て（これを**配賦**という）しなければならないもので、さらに間接材料費・間接労務費・間接経費に分けられる。経費の大部分は間接費である。

練習

- (1) アー材料費 イー労務費 ウー経費 (2) アー直接費 イー間接費

【類題】3 つぎの項目に属する具体例を、下記の資料のうちから選んで、()のなかに英字を記入しなさい。

- (1) 直接材料費 () (2) 直接労務費 () (3) 直接経費 ()
 (4) 間接材料費 () (5) 間接労務費 () (6) 間接経費 ()

資 料

- a. 研磨工の賃金 b. 機械修理工の賃金 c. 火災保険料 d. 家具製造用の木材
 e. 製品（たとえば機械・船舶）の外注塗装代 f. 工場建物修理用の木材

【類題】4 つぎの文の () のなかに適当な言葉を記入しなさい。

特定製品に対し個別的に計算できる費用を(ア)といい、全製品または多種類の製品に対して共通に生じるため、個別的に計算できない費用を(イ)という。

(ウ)を特定製品ごとに集計する手続きを(エ)といい、(オ)を各製品に割り当てる手続きを(カ)という。

標準例題 2 つぎの式の のなかに適当な言葉を記入して完成しなさい。

- (1) 製造直接費 = + +
 (2) 製造原価 = +
 (3) 総原価 = +
 (4) = 総原価 + 販売利益

解き方

原価はその構成段階から製造直接費・製造原価および総原価の3つに分けられる。その関係を図示すればつぎのようである。

			販売利益	販売価格	
			販売費 一般管理費		
製造間接費			総 原 価		
直接材料費	製造直接費	製造原価			
直接労務費					
直接経費					